

無料でご相談いただけます

2月は「相続登記はお済みですか月間」です

長野県司法書士会

司法書士総合相談センター

〒380-0872 長野市妻科399番地

TEL. 026-232-7492



令和6年

期間

2/1(木)~
2/29(木)

申込方法

各司法書士事務所にお電話でお申込みください。お近くの司法書士事務所がお分かりにならない方は、長野県司法書士会ホームページをご覧いただくか、長野県司法書士会までお問い合わせください。TEL. 026-232-7492

時間

9:00~16:00

場所

県内各司法書士事務所

長野県司法書士会

検索

これまで、相続登記手続きには期限の定めがなかったため、数十年前に亡くなった先代の名義のままとなっている土地や建物が数多く存在する状況となり、近年、大きな社会問題になっています。この対策のため、令和3年4月28日に相続登記の義務化を定める法律が公布され(令和3年法律第24号)、令和6年4月1日から施行されることとなりました。この法律により、相続人は、不動産を相続したことを知った時から3年以内に相続登記の申請義務を負うこととなり、それに違反した場合には、10万円以下の過料に処せられる場合があります。また、法律が施行される前に既に相続が発生しているケースについても、相続登記を申請する義務を課すこととしているため注意が必要です。

不動産は、亡くなった方の名義のままでは処分等ができず、相続登記手続きを行わない限り有効活用することができません。また、相続登記手続きを長期間行わなかったために、相続人が増えて相続関係が複雑になり、手続きに多くの時間や余分な費用がかかったり、最悪の場合は登記手続き自体が困難になる場合もあります。

長野県司法書士会では、毎年2月を「相続登記はお済みですか月間」として、県内の司法書士が相続登記に関する相談を無料でお受けしています。是非ご利用ください。